



論点に係る現状等について②

厚生労働省



ケアプランの適正化に係る取り組み

厚生労働省 老健局 振興課

介護支援専門員（ケアマネジャー）の概要

(1) 定義

要介護者や要支援者からの相談に応じるとともに、要介護者や要支援者が心身の状況に応じた適切なサービスを受けられるよう、ケアプラン(介護サービス等の提供についての計画)の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う者であって、要介護者や要支援者が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた者。

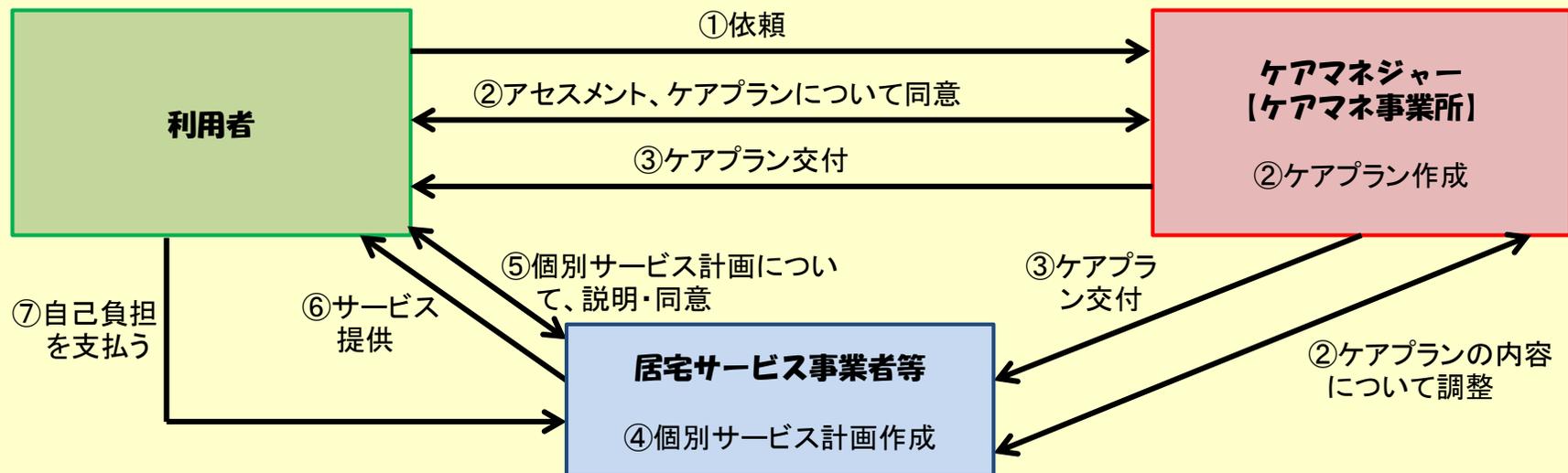
(2) 業務内容（居宅介護支援）

要介護者等がサービスを適切に利用できるよう、心身の状況、環境、希望等を勘察し、ケアプランを作成するとともに、居宅サービス事業者等との連絡調整等や、入所を要する場合の介護保険施設への紹介等を行う。

(3) 業務実施上の基本方針

- 要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

業務の流れ（イメージ）



ケアマネジャーの公正・中立性の確保について

- 制度改正や報酬改定等により、ケアマネジャーの公正・中立性を確保するための対策を講じてきた。

介護保険制度改正

【平成17年介護保険制度改正】

- 更新制(5年)を導入。
- 主任ケアマネジャーを導入。
- 居宅介護支援事業所の管理者をケアマネジャーに限定。
- ケアマネジャー1人当たりの標準担当件数を「50件」から「35件」へ変更。

介護報酬改定

【平成18年度報酬改定】

- 特定事業所集中減算の創設: 正当な理由なく、特定の事業所に偏る(90%超)ケアプランを作成した場合は減算。
- 特定事業所加算の創設: 中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行ったり、専門性の高い人材を確保するなど、質の高いケアマネジメントを実施している事業所に対して加算を実施。

【平成21年度報酬改定】

- 特定事業所加算をより取得しやすくするため、特定事業所加算Ⅱを創設。

【平成24年度報酬改定】

- 質の高いケアマネジメントを推進していく観点から、加算の取得要件を見直す。〈特定事業所加算Ⅱの要件の追加〉
 - ・介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
 - ・地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること。等

【平成27年度報酬改定】

- 特定事業所加算の要件に、人員配置の強化や人材育成への協力体制整備を追加。特定事業所加算Ⅲを創設。
- 特定事業所集中減算の判定対象を、全てのサービスに拡大。集中度合いを90%超から80%超に引き下げ。

その他

【介護給付適正化事業(ケアプラン点検)の実施】

- 不適正な報酬算定等の発見、ケアプランの質の向上等のために、各保険者において、介護給付費適正化事業としてケアプランの点検を実施。(実施保険者の割合 平成22年度:64.7% → 平成23年度:61.0% → 平成24年度:63.0%)
- 実施した保険者の14.9%は過誤申立てにつながったと回答。

ケアプランの適正化について（現状）

現状と課題

- ケアマネジャーが作成するケアプランが、事業所等の意向に沿って区分支給限度基準額ぎりぎりに増やすように作成される例があり、高齢者に合った介護が提供されていない例があるとの指摘。
- 運営基準では、サービスが特定の事業者に偏ることのないよう、公正中立なケアプランの作成について規定されている。
しかしながら、ケアプランを作成する際、特定のサービスやグループ法人のサービスを利用しない場合、担当や事業所を変えさせられたりする例もあるとの指摘。
※なお、居宅介護支援事業所にサービスが併設されていない、いわゆる独立型事業所は約1割であり、9割の居宅介護支援事業所が何らかのサービスを併設している。
- 一方で、ケアプランにおいてサービスを水増しするような不正事例もあり、ケアマネジャーの登録を削除された者もいる。
- これらのことから、ケアプランの内容が適切かどうかのチェックが必要であり、不適切なサービス提供事例や特定の事業者によってサービスが偏っている事例などについて、ケアプランの適正化を図る必要がある。

現状の取組

① 保険者によるケアプラン点検

- ・実施している保険者は995保険者 ※保険者全体の63.0%が実施(平成24年度)
- ・実施の目的⇒ケアプランの質の向上:961保険者、不適正な報酬算定等の発見:723保険者

② 都道府県による指導・監査

- ・運営基準において、居宅介護支援事業者等は、特定の事業者によるサービスをケアプランに位置付けるよう指示を行ってはならない旨、規定されている。

③ 介護報酬における特定事業所集中減算

- ・居宅サービスについて、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が8割を超えている場合に居宅介護支援費を減算。

現場における実務研修の導入

- OJTの機会が十分ではない介護支援専門員に対する現場での実習に主眼を置いた研修プログラムによる地域全体で人材を育成する仕組みとして「介護支援専門員地域同行型研修」を導入
 - ※ 主任介護支援専門員（アドバイザー）が地域の介護支援専門員（受講者）に助言・指導を行う。
- 地域全体で展開するための実習型の研修を提供することにより、相互研さんを通じて、介護支援専門員の専門職としての実務能力の向上、及び、主任介護支援専門員のスーパービジョン力の向上を推進
- 平成27年4月1日に実施通知を発出。実施に際しては、地域医療介護総合確保基金の活用が可能。

「介護支援専門員地域同行型研修」の概要



○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。

参入促進

- 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成
- 介護未経験者に対する研修支援
- 過疎地域等の人材確保が困難な地域における合同就職説明会の実施
- ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化
等

資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
 - ・ 経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修
 - ・ 喀痰吸引等研修
 - ・ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
 - ・ 介護支援専門員に対する研修
(「介護支援専門員地域同行型研修」を含む)
- 各種研修に係る代替要員の確保
- 潜在介護福祉士の再就業促進
 - ・ 知識や技術を再確認するための研修の実施
 - ・ 離職した介護福祉士の所在等の把握
- 認知症ケアに携わる人材育成のための研修
- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
 - ・ 生活支援コーディネーターの養成のための研修
- 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成
等

労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入のための研修
- 管理者等に対する雇用改善方策の普及
 - ・ 管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催
 - ・ 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットの導入支援
 - ・ 新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト・表彰を実施
- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援
- 子育て支援のための代替職員のマッチング
等

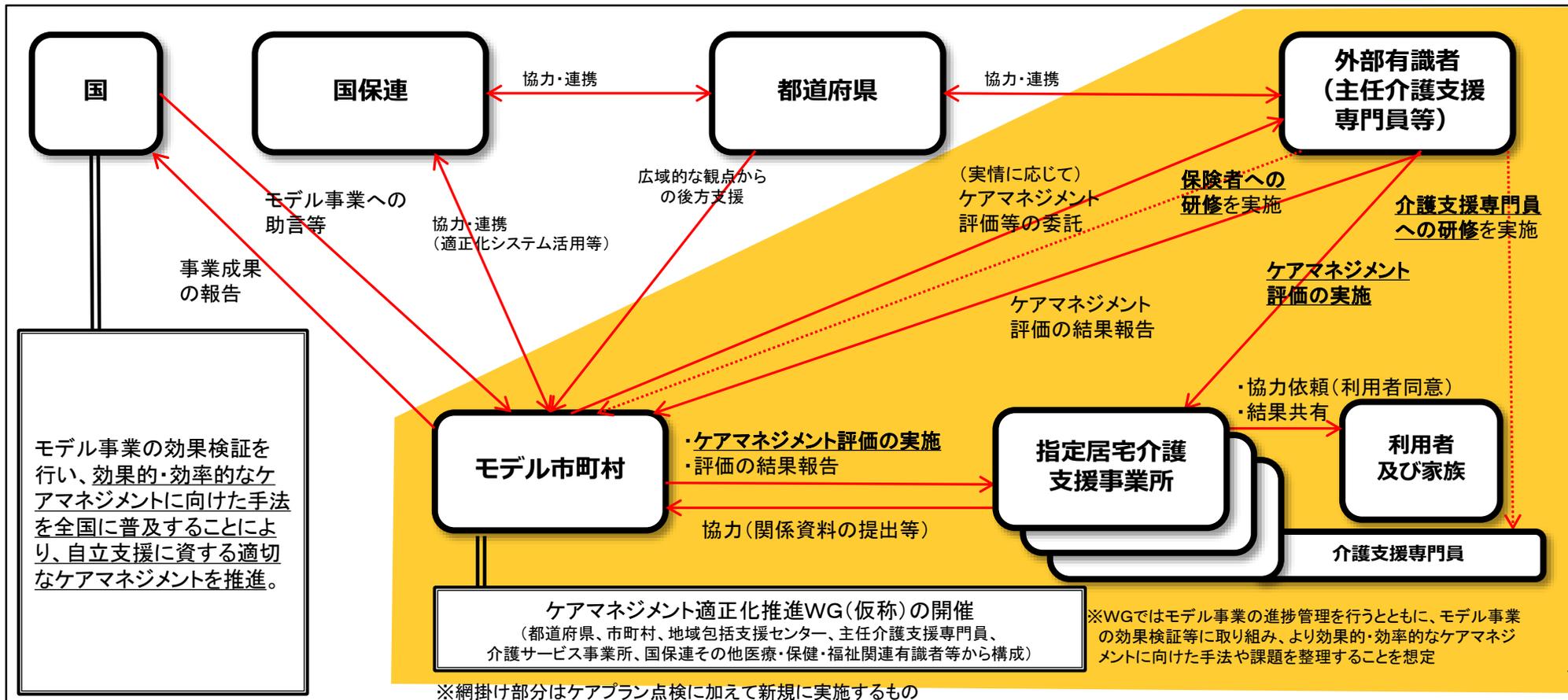
- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位での協議会の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援

ケアマネジメント適正化推進事業(新規)

平成28年度予算案
75,000千円

- 市町村において、適切なケアマネジメントを行うための各取組を一体的に実施することにより、利用者の状態に応じた適切なサービスを提供するとともに利用者の自立を阻害するような過剰なサービス提供の防止等を通じて、自立支援に資する適切なケアマネジメントの実現を図る。(市町村のモデル事業として実施)
 - 具体的には、モデル市町村において、①ケアマネジメント評価の実施、②ケアマネジメント適正化推進WGの開催、③介護支援専門員を対象にしたケアマネジメント自己評価研修の実施、④保険者を対象にしたケアマネジメント評価研修の実施、⑤事業の効果検証を一体的に行うことを検討。
- ※ 国はモデル事業の効果検証を行い、より効果的・効率的なケアマネジメントに向けた手法を全国に普及することにより、自立支援に資する適切なケアマネジメントの実現を推進する。

◎ケアマネジメント適正化推進事業の実施イメージ





介護相談員派遣等事業について

厚生労働省 老健局 高齢者支援課

介護相談員派遣等事業について

○市町村に登録された介護相談員(※)が、介護サービス施設・事業所に出向いて、利用者の疑問や不満、不安を受け付け、介護サービス提供事業者及び行政との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上につなげる取組

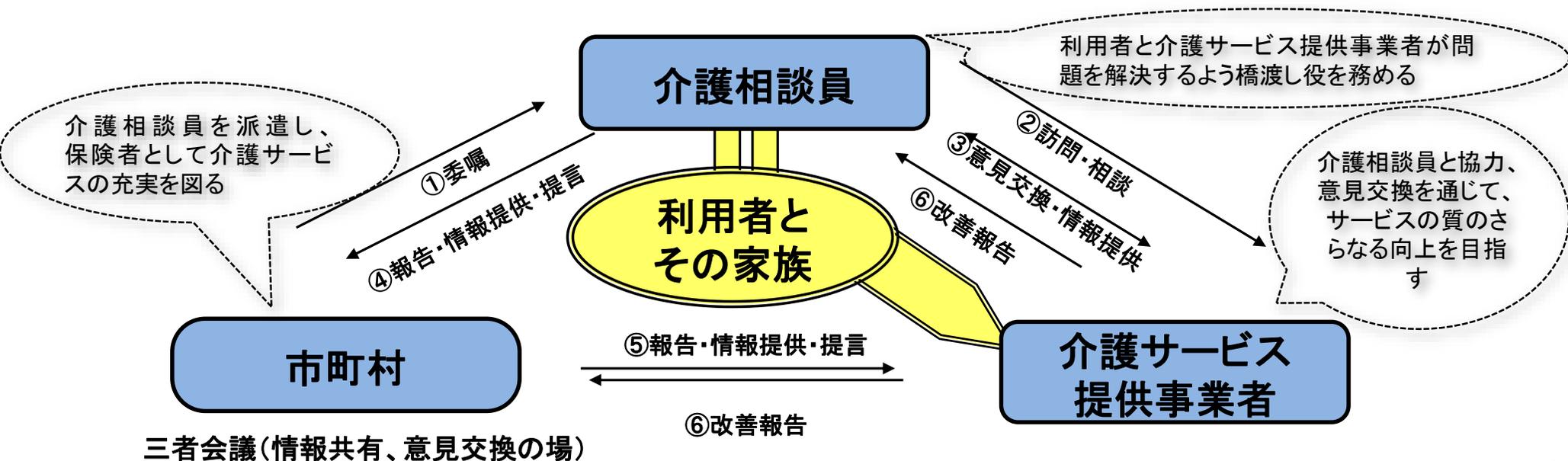
(※)事業の実施に相応しい人格と熱意を有し、一定水準以上の研修を修了した者(市町村が委嘱)

○介護保険制度における位置付け

・地域支援事業の任意事業(介護サービスの質の向上に資する事業)として実施(国の負担割合:39.5%)

・介護サービス提供事業者は、市町村が実施する本事業に協力するよう努める義務(努力義務)を規定

介護サービス提供事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護サービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第34条第2項 ほか)

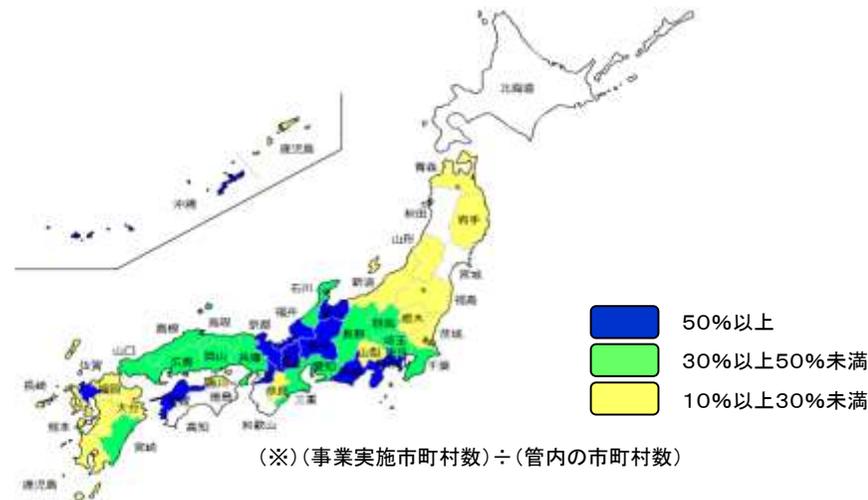


介護相談員の活動状況

介護相談員数	4,687人(平成27年3月末現在)
実施市町村数 (実施率)	509市区町村(平成27年3月末現在) (373市区、104町、32村) (29.2%)
受入事業所数	約12,100事業所 (平成26年度介護相談員活動調査時点)

都道府県内の事業実施状況

管内における事業実施市町村の割合が高い県は、富山県(100%)、佐賀県(95%)、愛媛県(75%)など



サービス区分ごとの受入状況

サービス区分	受入割合(※)
特別養護老人ホーム	77.2
老人保健施設	69.7
グループホーム	51.1
小規模多機能	31.8
ショートステイ	25.2
通所介護	17.7
有料老人ホーム	17.6
通所リハビリテーション	13.4

事業の効果

①職員・事業者における効果

質問項目	そう思う(%)
緊張感からよりよいケアができる	75.2
改善への取組姿勢が強くなった	66.3
個別の要望にも丁寧に対応できる	65.9
職員がケアに対し自覚と自信を持つ	58.5
事業所が開放的で明るくなった	55.7

②利用者に見られた効果

質問項目	そう思う(%)
要望・意見が出るようになった	44.8
相談員の来訪を期待するようになった	44.3
精神的に安定した利用者が増えた	33.4

(出典)平成26年度老人保健健康増進等事業による介護相談員活動調査報告書(介護相談・地域づくり連絡会)

(参考)介護相談員の43.6%が「改善提案を高齢者ホームに伝えた結果、対応された」と答えたとの報告があります。(独)国民生活センターによる調査(平成15年3月公表)

(※)(介護相談員を受け入れているサービス事業所数)÷(事業実施全市町村におけるサービス事業所数の合計)

介護相談員はこんな活動をしています

